

## 不利益処分の処分基準

処 分 名	保険料の徴収		
根拠法令及び条項	国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 76 条第 1 項		
所 管 部 課 名	市民健康部 保険年金課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	多治見市国民健康保険条例(昭和 34 年条例第 13 号)第 11 条	
	基 準	<p>1 保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収しなければならない。</p> <p>◎国保事業に要する費用は、国庫負担金等公費で賄われる部分を除いて、保険料で賄われるのが原則であるから、保険者は、その財源に充てるため、保険料を徴収しなければならない。</p>	
	設定年月日	昭和 34 年 4 月 1 日	最終変更年月日
備 考			